

浦安市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月16日

浦安市教育委員会教育長 船橋 紀美江



### 教育委員会規則第14号

浦安市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浦安市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和4年教委規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第6項に次のただし書を加える。

ただし、児童又は生徒の保護者に係るものについては、通知を省略することができるものとする。

別表第1を次のように改める。

学校	区分	学校給食費の額 (月額)	
小学校	通常の学校給食・アレルギー対応の学校給食	5,310円	
	牛乳を供給しない学校給食	4,270円	
	牛乳のみの学校給食	1,040円	
	第1学年の4月に実施する学校給食	通常の学校給食・アレルギー対応の学校給食	3,710円
		牛乳を供給しない学校給食	2,970円
		牛乳のみの学校給食	740円
中学校	通常の学校給食・アレルギー対応の学校給食	6,220円	
	牛乳を供給しない学校給食	5,180円	

	牛乳のみの学校給食	1,040円
第3学年の3月に実施する学校給食	通常の学校給食・アレルギー対応の学校給食	4,370円
	牛乳を供給しない学校給食	3,630円
	牛乳のみの学校給食	740円

別表第2を次のように改める。

学校	区分	学校給食費の額 (日額)
小学校	通常の学校給食・アレルギー対応の学校給食	320円
	牛乳を供給しない学校給食	260円
中学校	通常の学校給食・アレルギー対応の学校給食	370円
	牛乳を供給しない学校給食	310円

## 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。